

児童相談システム再構築・運用保守業務に関する意見招請（RFC）実施要領

神戸市こども家庭局家庭支援課

1. 背景と目的

神戸市（以下、「本市」という。）の児童相談システムは、児童相談所業務における相談内容や支援経過、会議、一時保護、里親等の児童虐待情報の管理をはじめ、母子保健業務における訪問記録等のデータ入力や子育て家庭や子どもに関する相談への対応記録の管理を行っているシステムであり、平成 24 年(2012 年)から稼働している。

現行の児童相談システムは、稼働から 10 年以上が経過しており、これまでに、平成 30 年(2019 年)の児童相談所機能の追加をはじめ、国システムの改修に伴う対応、法改正・制度変更、本市独自管理項目の追加等の度重なる改修を実施している。

その結果、本市独自のカスタマイズを含む度重なるシステム改修等でシステムそのものが老朽化しており、様々な課題・問題点を抱えている。

現行システムの抱える課題・問題点を解決し、確実な虐待ケースの管理、よりレベルの高い子育て支援の拡充・質の向上、ひいては職員の業務負担の軽減を目的として、児童相談システムの見直し・再構築を予定しています。

本招請は、「児童相談システム再構築・運用保守業務」の調達に関して、入札公告に先立ち、事業者の皆様にご意見をいただくものです。

2. 意見招請に付する事項

本招請では、本市が提示する各資料に基づき、以下に示す各項目について資料の提供を依頼します。

(1) 提示資料

資料名称	概要
調達仕様書（案）	・仕様書 ・【別冊】運用保守業務仕様書 ・別紙 1 機能要件対応表 ・別紙 2 非機能要件対応表 ・別紙 3 帳票要件対応表 ・別紙 4 業務フロー
委託契約約款	・委託契約約款
回答様式	・様式 1_意見書

(2) 招請する意見の内容

要件	招請事項
調達仕様書（案）等 に対する意見	調達仕様書（案）に対する意見、その他要望等 [対応する回答様式] 様式1_意見書
その他	● 上記以外の有用な情報・提案 [対応する回答様式] 様式の定めなし（書式自由）

3. 実施時期

(1) 実施期間

令和6年3月27日（水曜）から令和6年4月15日（月曜）

(2) 参加表明

本件に参加する場合、以下の要領にてご連絡ください。**参加表明と秘密保持誓約書を提出いただいた事業者様に、資料一式を電子メールにて配布します。**なお、参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で本市に必ず連絡を行ってください。

- 受付期間：令和6年4月3日（火曜）17時まで
- 通知方法：参加の旨と連絡担当者を記載した電子メールを送付
- 送付先：神戸市こども家庭局家庭支援課母子保健担当
ks_boshihoken@office.city.kobe.lg.jp
(スパムメール防止のため、@を◎にしています。)
- 表題：【児童相談システム再構築・運用保守業務RFC】参加表明（参加者名）
- その他：メール送付後、下記連絡先に対して到着確認の連絡を行ってください。
- 連絡先：母子保健担当 森（078-322-6540）

4. 招請資料の提出方法

以下の提出期限内に電子メールでのご提出をお願いします。

電子メールは宛先に以下の送付先を入れて送信してください。ご提出に際して、本RFCで提示している提出様式は今後分析等に活用するため、PDF等への変換を行わないでください。なお、様式以外で提出いただく資料については、PDF等編集のできないデータ形式で構いません。

また、本市から指定した様式に加え、参加者における各項目での提案等がある場合、提案内容を示した資料をあわせてご送付ください。追加提案等については、特に様式の指定はありません。

- 受付期間：令和6年4月15日（月曜）17時まで
- 送付先：神戸市こども家庭局家庭支援課母子保健担当
ks_boshihoken@office.city.kobe.lg.jp
(スパムメール防止のため、@を◎にしています。)
- 表題：【児童相談システム再構築・運用保守業務RFC】資料送付（参加者名）
- その他：メール送付後、下記連絡先に対して到着確認の連絡を行ってください
- 連絡先：母子保健担当 森（078-322-6540）

5. その他

- (1) 資料提供いただいた参加者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングをさせていただく場合があります。
- (2) 本招請の実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提出された資料に関しては、返却しません。
- (4) 本招請でご提供いただいた資料については、「1. 背景と目的」に示した範囲内において本市にて利用します。また、提供いただいた資料は、神戸市情報公開条例第10条(2)イに該当するもの（公にしないとの条件で任意に提出があった情報で通例として公にしないこととされているもの）として非公開とし、提供事業者が無断で第三者に開示することはありません。但し、本市が契約により守秘義務を課しているコンサルタントに開示することがあります。
- (5) 本招請の実施をもって、本市が調達を行うことを約束したり、参加者に特別の地位を約束するものではありません。また、本招請を辞退した事業者についても不利益に取り扱われることはありません。

以上